

公告第 27 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札を行うため、利島村契約事務規則第 7 条の規定により、次の通り公告します。

令和 8 年 4 月 1 日

東京都利島村
村長 村山 将人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
自走式クレーン車両テント車庫整備工事
- (2) 場所
東京都利島村1694-1および1695-1
- (3) 内容・履行期限
自走式クレーン車両テント車庫整備工事（詳細は別紙仕様書のとおり）
- (4) 支払条件
完了に際し検査を実施、合格後請求を受け 40 日以内に支払い

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 利島村の建設工事等競争入札参加資格者名簿（06 一般土木工事 または 07 建築工事）に登録されている者。
- (2) 同種工事および同類工事（テント倉庫や鉄骨造倉庫の整備）の施工実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定及び次の各号のいずれかに該当しないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件の入札執行日前 6 カ月に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

- ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- エ この公告日から入札執行日の間において、利島村から競争参加資格停止または競争参加資格除外を受けている者
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に対し排除要請があり、当該状態が継続している者
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請した場合における当該組合の理事が所属する法人若しくは個人
- キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

3 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次の通り申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年4月2日（木）から
令和8年4月15日（水）正午まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 申請時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）
- (3) 提出先 利島村総務課 契約担当（〒100-0301 東京都利島村248番地）
電話 04992-9-0012
- (4) 提出方法 郵送（レターパック可）及び窓口
- (5) 提出書類等
一般競争入札参加申請書
※申請書等には、申請日現在における申請者の状況（住所、商号又は名称、代表者等）を記載すること。
※申請書等の記載事項（現況）が工事入札参加資格者名簿と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に住所、商号又は名称、代表者等が変更された場合は、その旨ただちに利島村総務課に連絡した上で、入札参加資格変更申請書を入札開始時刻までに提出すること。
※一般競争入札参加申請書は利島村HPより入手すること。
- (6) 入札参加資格の有無
ア 入札参加資格が「無」と確認された者には、令和8年4月16日（木）午後5時までに電話またはメールにて連絡する。

イ 入札参加資格が「有」と確認された者には、令和8年4月17日（金）午後5時までに電話またはメールにて連絡する。

4 質疑について

- (1) 質疑がある場合は、令和8年4月10日（金）午後5時までに書面又は電子メールにて提出すること
- (2) 回答は参加資格者全員に対して書面又は電子メールにて通知する。

5 入札日時及び場所

入札参加資格有の者に対し、入札参加資格有の通知に併せて送付する。尚、場所については利島村役場2階とする。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加する者の見積もる入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の3以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。ただし、入札に参加する者が、保険会社との間に利島村を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、参加資格有の通知を受けてから入札時刻前までに当該保証保険証券を利島村総務課に提出することで入札保証金の納入を免除するものとする。この場合の保証期間は入札日から1か月後（起算は入札日）までとする。なお、現金で入札保証金を納める場合、前日までに利島村総務課へ連絡すること。
- (2) 前項の規定にかかわらず、入札に参加する者がこの公告日から過去2年間に利島村の競争参加資格停止を受けていない者で、次に該当するときは、入札保証金を免除する。
「過去2年間、利島村若しくは国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者」
※履行実績を証する書類（契約書、仕様書等）の写しを申請期間内に利島村総務課へ提出すること。

7 支払条件

前払金 有（契約金額の40%以内、10万円未満切り捨て）

8 最低制限価格の設定 無

9 内訳書（任意様式）の提出 有

※内訳書は入札時に提出すること。提出はない場合は入札が無効となる。

(入札後直ちに行う再度の入札では不要とする。)

10 入札金額の記載方法

- (1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。
- (2) 落札金額決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他の入札必要事項

- (1) 代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印とともに代理人の記名、押印したもの）を提出し、入札書への本人の記名とともに代理人の記名、押印すること。
- (2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回をすることはできない。
- (3) 入札参加資格有の者が1名である場合においても、開札を行う。
- (4) 予定価格以内の入札をしたものがないときは、直ちに再度の入札（3回を限度）を行う。入札参加資格有の者が1名である場合又は再度の入札者が1名となった場合においても同様とする。
- (5) 予定価格以内の最低価格の入札をしたものを落札者とする。
- (6) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2名以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

12 入札の取りやめ等

入札者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公平に執行することが出来ないと認められるとき又は本村の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることが出来ない。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をしたものは、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得たものによる入札
- イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ウ 委任状を有しない代理人のした入札
- エ 明らかに連合によると認められる入札

- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたものの入札
- カ 簡易書留以外の郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はFAXその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- キ 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ・記名押印のない入札書
 - ・入札金額を訂正した入札書
 - ・入札金額が0円、マイナスの金額または一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・要領を知得することが出来ない入札書
 - ・鉛筆又は消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - ・代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

14 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（現金又は村が定めた有価証券）を納付すること。但し、利島村契約事務規則第47条第2項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

15 契約条件等

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、落札によって得られた権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額（税抜）に消費税及び地方消費税を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。
- (4) 落札者の決定後契約締結までの間に、競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことが出来るものとする。

16 その他

提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

17 問い合わせ先

○契約について

利島村 総務課 契約担当

○事業について

利島村 産業観光課

電話番号 04992-9-0046

FAX番号 04992-9-0190